

<別表3：対象事業所（障害児）>

技能実習・特定技能	EPA（介護福祉士取得前）	
児童発達支援	児童発達支援	※1 と同一敷地内に限る
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	
保育所等訪問支援	保育所等訪問支援	
居宅訪問型児童発達支援※2	居宅訪問型児童発達支援	
障害児入所施設	障害児入所施設※1	

※1 国の制度改正等により変更される場合があります

※2 以下の事項を遵守すること

- ① 外国人介護人材に対し、訪問介護等の業務の基本事項等に関する研修を行うこと
- ② 外国人介護人材が訪問介護等の業務に従事する際、一定期間、責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと
- ③ 外国人介護人材に対し、訪問介護等における業務の内容等について丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成すること
- ④ ハラスメント防止のために相談窓口の設置等の必要な措置を講ずること
- ⑤ 外国人介護人材が訪問介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用を含めた必要な環境整備を行うこと